

【緊急】一部封鎖措置の解除・延長等

【ポイント】

● 1月30日、首相府はジェラド首相が新型コロナウイルス科学委員会と保健省と協議の上、危機管理に関する以下の措置を決定した旨、コミュニケをもって発表しました。外出禁止措置等の対象が、これまでの29県から19県に変更となった以外は、基本的に従来の措置の延長となっています。

1 19県を対象とした一部封鎖措置の延長等（1月31日から15日間実施）

（1）以下の19県については、20時から翌朝5時までの外出禁止を実施する。

アルジェ県、バトナ県、ビスクラ県、ブリダ県、ブイラ県、テベッサ県、トレムセン県、ティジ・ウズ県、ジジェル県、シディ・ベラベス県、コンスタンティーヌ県、モスタガネム県、ムシラ県、オラン県、ブーメルデス県、エル・タルフ県、ティセムシルト県、アイン・ティムシエント県及びルリザンヌ県。

（2）スポーツ施設、リラクゼーション施設、娯楽施設及び海岸、青少年センター及び文化センターの閉鎖。

（3）家電製品店、家庭用品・装飾品、寝具・調度品店、スポーツ用品店、ゲーム・玩具店、商店街、美容室及び菓子屋は19時以降閉店を継続。

（4）カフェ、レストラン、ファーストフード店の営業活動は、持ち帰り販売のみに限定され、19時以降閉店する。

2 あらゆる種類の集まりや家族間の集い、とりわけ結婚、割礼の祝宴や墓地での集い等その他行事の国内全土における禁止措置を延長する。団体により組織される一般的な会議・集会の禁止を延長。

3 市場における感染予防プロトコールの遵守、また違反行為があった場合の罰則の適用。

4 一部封鎖措置（上記外出禁止及び施設、店舗等の閉鎖、時間制限措置）が取られない29県

アドラール県、シュレフ県、ラグアット県、ベジャイア県、ベシャール県、ウメル・ブアーギ県、タマンラセット県、ティアレット県、ジェルファ県、セティフ県、サイダ県、スキクダ県、アンナバ県、ゲルマ県、メデア県、マスカラ県、ウアルグラ県、エル・バヤード県、イリジ県、ボルジ・ブ・アレリジ県、ティンドーフ県、エルウェッド県、ヘンシュラ県、スーカハラス県、ティパザ県、ミラ県、アインデフラ県、ナーマ県及びガルダイア県。

皆様におかれましては、引き続き最新情報を収集するとともに、感染予防に努めてください。

【参考リンク】

●アルジェリア保健省HP新型コロナウイルス関連情報

<http://www.sante.gov.dz/coronavirus/coronavirus-2019.html>

●当館HP新型コロナウイルス関連情報

<https://www.dz.emb-japan.go.jp/jp/ryoji.html>

●外務省海外安全HP

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

●厚生労働省HP新型コロナウイルス感染症について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

(問い合わせ先)

在アルジェリア日本国大使館

住所：1, Chemin Al Bakri, Ben Aknoun, 16028 Alger

電話：+213 (0)21 91 20 04 FAX：+213 (0)21 91 20 46

メール：eal-mm@al.mofa.go.jp

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>